

7 障害児通所支援

7-1 障害児通所支援の概要

障害児通所支援とは、児童福祉法に基づく支援であり、療育や訓練等が必要な児童に対して、日常生活の基本的動作の指導、知識や技能の提供、集団生活への適応訓練等を行うものです。

支給申請については、発達支援課へお電話（047-370-3561）いただくか、発達支援課窓口（市川市大洲4-18-3 市川市こども発達センター内）までお越しください。市は審査会を開催し、申請に基づき、支給決定及び受給者証の発行をいたします。（支給決定期間中に利用したサービスに係る自己負担額の一部又は全部が支給されます。）

給付を受けるまでの流れ

1. 通所を希望する事業所に連絡し、通所開始日や利用頻度についてご相談ください。
2. 各種手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）のコピー、又は医師の診断書等を準備してください。
3. 申請書類を作成のうえ、各種指定書類を添付し、ご提出ください。
※ 申請書類は、発達支援課の窓口にて配布しています。
※ 市公式Webサイトからのダウンロードも可能です。
4. 提出された書類を発達支援課にて審査し、支給期間や支給量等を決定します。
5. 「通所受給者証」が交付されます。
（申請後、受給者証がお手元に届くまで一定期間要します。ご了承ください。）

7-2 対象サービス一覧 ※ 緑色の受給者証

サービス名	主なサービス内容
児童発達支援	○ 療育が必要な未就学児及び、機能訓練や医療的な支援が必要な障がい児に対し、通所支援を行います。
放課後等デイサービス	○ 小・中・高生に対し、放課後や、学校が休みの日に、通所支援を行います。
保育所等訪問支援	○ 保育園、幼稚園、こども園、小学校、放課後保育クラブ等に在籍している障がい児に対し、保育所等訪問支援事業所の職員が訪問による支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	○ 外出が困難な障がい児に対し、発達支援を行います。 対象者：下記のいずれかに該当している者 1. 重度の障がい等の状態にある障がい児 ・身体障害者手帳：1級又は2級 ・療育手帳：等級にⒶ又はAの表記のあるもの ・精神障害者保健福祉手帳：1級 } のいずれかを所持かつ外出困難 2. 上記1に準ずる状態（※）にあって外出することが著しく困難な障がい児 （※）・人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態 ・重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態

